








【主な安全施設】

名称	設置状況等	要旨	管轄
信号機		円滑な通行を実現するため、交通安全上、必要と認められた場所に設置します。	警察署
設置の可否については、「交通量が多い道路か」「歩行者が横断待ちをする滞留場所があるか」「近くに信号機がないか」など、一定の条件を満たしている必要があります。			

名称	設置状況等	要旨	管轄
ガードレール		交通量が多い道路で、車両と歩行者を通行する場所を物理的に区分し、歩行者が安全に通行できるようにします。道路の幅が狭いところや、店舗や家屋等の出入口付近には設置できません。	建設事務所 道路安全対策課 (北部・南部)
車線分離標 (ラバーポール)			建設事務所 道路安全対策課 (北部・南部) 区役所くらし応援室
設置の可否については、「設置することで歩行者が擦れ違いにくくならないか」「足元を支える基礎があるか」「周辺住民に同意は得られているか」など、一定の条件を満たしている必要があります。			


名称	設置状況等	要旨	管轄
カーブミラー		主に見通しが悪い交差点に設置し、一時停止した運転者の安全確認を助けるために使用します。 ※歩行者のためのものではありません。	区役所くらし応援室
設置の可否については「設置することで歩行者がかえって危険にならないか」「足元を支える基礎があるか」など、一定の条件を満たしている必要があります。			

【主な交通規制】

名称	設置状況等	要旨	管轄
一方通行規制		一方の方向のみ、車両の通行ができる規制です。	警察署
ゾーン30		自動車の通行が多い、主要な道路に囲まれた住宅街等の一定の地域の中にある全ての道路が最高速度30キロ制限にされている規制です。	警察署
スクールゾーン規制		この道路は午前7時30分～午前8時30分の間は、歩行者・自転車専用道路となり、自動車は通行できないことを運転者に知らせます。 ※午後の時間帯にも車両通行規制となる道路もあります。	警察署

設置の可否については、「迂回路が周辺にあること」「迂回した車両により新たな交通障害が発生するおそれがないこと」「地域住民による同意が得られていること」など、一定の条件を満たしている必要があります。


設置要望をする場合は、事前に自治会等を通じて同意書を取りまとめてください。


名称	設置状況等	要旨	管轄
一時停止 (止まれ)		歩行車も車両も、必ず停止線の手前で止まって、左右を安全確認しなければ進行できません。	警察署

設置の可否については、「交通事故防止、交通流の円滑化、交通量の抑制等について十分考慮すること」など、一定の条件を満たしている必要があります。




また、道路の幅員等により設置場所に優先順位があります。例えば、交差点において道路幅員が広い道路に設置することはできません。



なお、「止まれ」という文字の路面標示は、一時停止規制が設置されていない箇所に設置することはできません。

名称	設置状況等	要旨	管轄
横断歩道		歩行者が道路の反対側に安全に渡るための歩道です。横断歩道の中に歩行者がいる場合、車両はその進路を妨害してはいけません。	警察署
<p>設置の可否については「道路幅員が十分あるか」「すぐ近くに横断歩道がないか」など、一定の条件を満たしている必要があります。</p> <p>また、勾配の急な坂若しくは坂の頂上付近、見通しのきかない道路の曲がり角及びその付近、横断者が安全に待機できる場所がない箇所には設置できません。</p>			

名称	設置状況等	要旨	管轄
歩道		歩行者専用の道であり、自動車が通行することはできません。	建設事務所 道路安全対策課 (北部・南部)
<p>設置の可否については「道路幅員が十分あるか」など、一定の条件を満たしている必要があります。</p> <p>なお、道路幅員が十分でない箇所については、用地買収が必要となり、多額の費用と時間がかかる場合や設置できないことがあります。</p>			

【主な路面表示】

名称	設置状況等	要旨	管轄
外側線 (路側帯)		白線は、道路の外へ車両がはみだすのを防ぎ、運転者を連続的に誘導するものです。	建設事務所 道路安全対策課 (北部・南部) 区役所くらし応援室
グリーンベルト		主に通学路として使用する道路において、歩道の設置が困難な場所で、路側帯を拡幅し、緑色の帯を入れることで歩行者の歩行空間を確保するものです。	建設事務所 道路安全対策課 (北部・南部) 区役所くらし応援室
カラー 交差点		交差点の枠内に赤色の舗装を施すことにより、交差点があることを運転者に認識させるものです。	建設事務所 道路安全対策課 (北部・南部) 区役所くらし応援室

<p>交差点 マーク</p>		<p>交差点の中央に交差する道路の形状を示すことにより、運転者に交差点があることを認識させるものです。</p>	<p>建設事務所 道路安全対策課 (北部・南部) 区役所くらし応援室</p>
<p>学童注意</p>		<p>近くに学校、通学路等があり、子ども達が多く通行することを運転者に知らせるものです。</p>	<p>区役所くらし応援室</p>
<p>程度が軽く文字の判別自体は可能なもの（例：色が薄い、文字の一部が擦れている）や、地盤が悪いことに起因する路面の補修は、出来かねる場合があります。</p>			

※設置の詳しい基準については、警察庁の定める「信号機設置の指針」や「交通規制基準」をご覧ください。